第1回 合併協議会の概要

6月8日、徳山市内で開催され、報告事項2件、議案13件について協議、調整が行われました。

その結果、次のとおりとなりました。

【報告事項】

『合併協議会規約』について

2市2町合併協議会の規約について、報告がありました。

『2市2町の長の協議書』について

規約に基づく8項目について、2市2町の長の協議が行われ、「会長は、河村和登徳山市長とする」「委員数は、45人とする」などの協議結果について報告がありました。

【議 案】

『小委員会規程』について

協議会から付託された事項を調査、審議する小委員会の組織、運営等に関する規程が原案どおり承認されました。

『幹事会規程』について

協議会に提案する事項について協議、調整する幹事会の組織、運営等に関する規程が原案どおり承認されました。

『専門部会規程』について

協議会が担任する事務について、専門的に協議、調整する専門部会の 組織、運営等に関する規程が原案どおり承認されました。 『合併協議会の運営方針』について

3市2町合併協議会の運営並びに協議調整方針を最大限に尊重する ことを基本方針とし、会議の運営等に関し、次のとおり承認されました。

- ・協議会、は公開とします。
- ・協議会は、全文筆記とし、会議資料、会議録は公開とします。
- ・会議の決定方法は、大方の賛同をもって決定します。

『平成14年度事業計画』について

平成14年度の事業計画が次のとおり承認されました。

事業目標と事業内容は次のとおりです。

【事業目標】

新市建設計画の作成、住民サービスや負担に関する取扱い等、合併協定項目に基づく協議・調整を行い、合併の実現を図る。

【事業内容】

- 1 合併協定項目の協議・調整を行う。
 - (1)会議の開催 ; 協議会、幹事会等を開催する。
 - (2)新市建設計画の作成 ; 新市建設計画を作成する。
- 2 住民への積極的な情報提供に努める。
 - (1)協議会だよりの発行 ; 合併協議会の協議内容を広く住民に

情報提供する。(ホームページ開設)

(2)新市建設計画の公表 ; 新市建設計画の概要版を作成し、公

表する。

3 その他

- (1)合併協定書の調印
- (2)国、県との連絡調整他、必要な事業を適宜実施する。
- (3)先進都市への視察調査を実施する。

《委員からの主な意見等》

合併に関する情報提供について、住民の方が身近に感じられるような 紙面づくりやPR方法に取り組んで欲しい。

- Q.新市建設計画は、いつごろ提案できるか。
- A.できるだけ早く作成し、でき次第、協議会に提案したい。

『平成14年度予算』について

平成14年度事業計画を実施するため、総額31,565千円の予算が承認されました。

『合併協定項目』について

2市2町の合併に関する協定項目として、次の22項目(35協議項目)が決定されました。

1	合併の方式	2 合併の期日	
3	新市の名称	4 新市の事務所の位置	
5	財産及び公の施設の取扱い	6 議会議員の定数及び任期の取扱い	
7	農業委員会委員の定数及び任期等の取扱い	8 地方税の取扱い	
9	一般職の職員の身分の取扱い	10 特別職の職員の身分の取扱い	
11	条例、規則等の取扱い	12 組織及び機構	
13	一部事務組合等の取扱い	14 使用料・手数料の取扱い	
15	公共的団体等の取扱い	16 補助金、交付金等の取扱い	
17	町・字名の取扱い	18 慣行の取扱い	
19	国民健康保険制度の取扱い	20 地域審議会	
21	21 その他住民負担・行政サ - ビスにかかる各種制度の取扱い		
	(1) 電算の管理運営	(2) 都市計画・建設事業	
	(3) 水道事業	(4) 消防・防災事業	
	(5) 環境衛生、環境保全事業	(6) 教育事業	
	(7) 保健・福祉事業	(8) 介護保険制度	
	(9) 広報・公聴事業	(10) 情報公開制度	
	(11) 同和対策事業	(12) 交通安全対策事業	
	(13) 国際交流等事業	(14) 表彰制度	
22	新市建設計画		

《委員からの主な意見等》

周辺部での合併に対する不安や懸念を取り除くためにも地域審議会の設置が必要と思う。

地域審議会が新しいまちづくりに、より有意義に役立つような審議 会のあり方を検討していきたい。

合併後の各地域のコミュニテイ - を大切にし、地域の特徴を生かす といった観点からも地域審議会を設置して欲しい。

新市建設計画の事業で重複投資がないよう十分な検討が必要である。 熊毛町の水道事業を新市建設計画にしっかりと位置づけたらどうか。

『合併の方式』について

合併の方式は、新設合併と決定されました。

『条例、規則等の取扱い』について

新設合併により2市2町のすべての条例、規則等は失効するため、新市発足時から事務事業を支障なく遂行するため、新市の条例、規則等の整備方針について、次のとおり決定されました。

- 1 合併協議会で協議調整された各種事務事業に関する条例、規則等については、それぞれの調整方針に従って整理する。
- 2 同一又は1団体のみが制定している条例、規則等については、原則 として現行の例によるものとする。
- 3 類似、相違又は数団体に制定されている条例、規則等については、 いずれかを基本に調整統一する。
- 4 条例、規則等の制定にあたっては、新市における事務事業に支障を きたさぬよう次の区分により整備するものとする。
- (1)合併時に市長職務執行者の専決処分により、即時制定し、施行させる必要があるもの
- (2)合併後、一定の地域に暫定的に施行させる必要があるもの
- (3)合併後、逐次制定し、施行させるもの

『電算の管理運営』について

2市2町では、多くの行政事務を電算処理で行っているため、新市発 足時に行政事務に支障をきたさないようにするため、電算システム統合 の調整方針が次のとおり決定されました。

新市発足と同時に、市政運営や市民生活に支障なく電算処理を行うことを目標に、市民生活に密接に関連した業務を優先しながら、段階的な統合を図る。

《委員からの主な意見等》

- Q.電算の統合が、期日までに間に合わないのではないか。
- A.合併時に必要なシステム、合併後に対応しても可能なシステムに 分類し、新市発足時に支障が起こらないよう、段階的に統合を図っ ていく。
- Q. 電算の統合作業において、個人情報は守られるのか。
- A.職員には、地方公務員法の守秘義務の適用があり、業者とは、契約の条項に守秘義務の規定を設ける。
- Q.合併協議と同時に合併準備作業を行うことは、問題ではないか。
- A.合併を前提とした協議会であり、合併準備を進めていくことには 問題はない。合併先例市においても前例はある。

また、国においても合併準備補助金制度などを設け、合併協議の 段階から合併準備に対する支援を行っている。 『合併の期日』について

合併の期日は、平成15年4月21日と決定されました。

《委員からの主な意見等》

平成15年4月21日の合併を前提とした協議会であり、各市町議会の議決を経て協議会を設置している。原案に賛成する。

新たな枠組みの中で、再度協議が必要ではないか。

『新市の名称』について

新市の名称は、周南市と決定されました。

『新市の事務所の位置』について

合併時の新市の事務所の位置は、徳山市役所とする。と決定されました。

【その他委員からの主な意見等】

協議会を定期開催にしたらどうか。

合併に向けた民間運動として、期日までのカウントダウンを駅前などで行ったらどうか。

席順は、本日のような指定でよい。